

— 会告 —

特定非営利活動法人日本核医学技術学会定款施行細則の改正のお知らせ ～ 評議員制度の変更について ～

特定非営利活動法人日本核医学技術学会
理事長 渡邊 浩

特定非営利活動法人日本核医学技術学会の評議員制度について、定款施行細則第2章「評議員の選出」を改正しました。改正の要旨は、「評議員を正会員とする」ことで、総会への出席を評議員の要件とすることです。これにより、評議員の学会運営への関与を強化し、理事会に対しての諮問体制を強めることを目的としました。また、推薦評議員の制度は廃止しました。

改正の骨子は以下のとおりです。なお、定款施行細則の改正は理事会の議決事項です。

改正の要旨

1) 推薦評議員を廃止しました。

評議員は会員から選出される「選出評議員」のみとなります。

2) 評議員の正会員化

評議員は総会に出席しなければなりません。出席が不可能な場合、委任状を提出してください。

3) 選挙の流れについて

①評議員選挙

②選出された評議員の正会員化

一般会員が選出された場合、正会員への変更手続きを行います。正会員になることを拒否された場合は、評議員にはなれません。

定款施行細則新旧比較

改正前

改正後

(正会員)

第 2 条 正会員は定款第 6 条第 1 号に基づくものである。

2 正会員は、総会で議決権を行使することができる。

3 正会員は 2 期連続して総会に出席しなかったときは正会員の資格を喪失し、一般会員の資格を取得する。ただし委任状提出者及び書面表決者は総会に出席したものとす

(定義)

第 9 条 評議員は選出評議員および推薦評議員とする。

2 選出評議員は本細則第 1 1 条に規定する選挙によって選出される。

3 推薦評議員は本学会運営にとって有用な人材の登用を図るため理事長が指名する。

(告示)

第 11 条 選挙管理委員会は選出評議員の選挙を開始する 3 カ月前までに会員の資格を審査し、学会誌に公示しなければならない。

(方法)

第 12 条 選出評議員の選出は本細則第 1 0 条に規定する会員による直接投票とし、第 1 4 条に定める投票用紙により行う。

(選挙期間)

第 13 条 評議員の選挙は総会の6ヶ月前までに行い、選挙期間は 1 ヶ月とする。

(正会員)

第 2 条 正会員は定款第 6 条第 1 号に基づくものである。

2 正会員は、総会で議決権を行使することができる。

3 正会員は 2 期連続して総会に出席しなかったときは正会員の資格を喪失し、一般会員の資格を取得する。ただし委任状提出者及び書面表決者は総会に出席したものとす

4 定款第 9 条第 5 号により規定された一般会員は、2 年を経過しなければ正会員となることができない。

(定義)

第 9 条 評議員は本細則第 1 1 条に規定する選挙によって選出される。

(告示)

第 11 条 選挙管理委員会は評議員の選挙を開始する 3 カ月前までに会員の資格を審査し、学会誌に公示しなければならない。

(方法)

第 12 条 評議員の選出は本細則第 1 0 条に規定する会員による直接投票とし、第 1 4 条に定める投票用紙により行う。

(選挙期間)

第 13 条 評議員の選挙は総会の1 0ヶ月前までに行い、選挙期間は 1 ヶ月とする。

改正前

- 第 17 条 選出評議員の選出は地域ごとに行い、
会員 15 人に 1 人の割合で選出する。
2 端数については 1 人を加算する。
3 会員数が 15 人以下の場合は 2 人を選出する。
4 最下位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。

(選任拒否)

- 第 18 条 選出評議員に選出された会員は評議員への選任を拒否することができる。
2 選出評議員への選出後に選任を拒否する場合、当該会員への選挙結果を無効とし本細則第 17 条の次点のものを繰り上げて選出する。

改正後

- 第 17 条 評議員の選出は地域ごとに行い、会員 15 人に 1 人の割合で選出する。
2 端数については 1 人を加算する。
3 会員数が 15 人以下の場合は 2 人を選出する。
4 最下位が複数ある場合は会員歴をもって選挙管理委員会が決定する。
5 評議員数が 100 名を超える場合は、得票数の上位 100 名とする。

(選任)

- 第 18 条 評議員に選出された一般会員は 1 ヶ月以内に評議員に選任されたことを承認し、同時に正会員になる意思表示の確認通知を受けた時点で、事務局にて正会員への変更手続きを行う。正会員手続きが完了した時点で理事長が選任し、正式に当法人の評議員に選任されたものとする。
2. 期日以内に正会員手続きへの意思が無かった場合、評議員の資格は無効となる。
3. 正会員になれないものは評議員に選任されない。

(選任拒否)

- 第 19 条 評議員に選出された会員は評議員への選任を拒否することができる。
2. 評議員に選出された会員で第 18 条第 2、3 項、第 19 条第 1 項の当該会員が出た場合、当該会員への選挙結果を無効とし本細則第 17 条の次点のものを繰り上げて選出する。
3. 繰り上げ選出された会員で第 2 項の当該会員が出た場合、欠員は補充しない。

改正前

改正後

(推薦評議員)

第19条 本細則第4章で選出された理事長候補は本細則第9条に規定する会員より30人を越えない範囲で推薦評議員を補追する事ができる。

2 推薦評議員の選考にあたっては、職種間の按分および本学会運営にとって有用な人材の登用を図るものとする。

(定義)

第24条

3 推薦理事候補は理事長または理事長候補が職種間の按分および本学会運営にとって有用な人材の登用を図る目的で選出評議員のなかから推薦する。

(選挙権)

第25条 選出評議員は、選出理事候補に関する選挙権を有する。

(方法)

第26条 投票用紙に本細則第17条により選出された選出評議員名簿の中から9人以内を記載する。

(会員種別の変更)

第34条 一般会員の選出理事候補ならびに推薦理事候補は、正会員への会員種別変更を行う。

削除

(定義)

第24条

3 推薦理事候補は理事長または理事長候補が職種間の按分および本学会運営にとって有用な人材の登用を図る目的で評議員のなかから推薦する。

(選挙権)

第25条 評議員は、選出理事候補に関する選挙権を有する。

(方法)

第26条 投票用紙に本細則第17条により選出された評議員名簿の中から9人以内を記載する。

第34条の削除